

マイクロレイヤー保守業務 仕様書

1. 目的

受注者は、本仕様書に基づき、2470 ARRAYER の保守業務を適切に行い、装置の機能を常に適正に維持することを目的とする。

2. 機器構成

米国 Quanterix 社製 (旧 Aushon Biosystems 社製) 2470 ARRAYER 1台

3. 期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4. 保守業務の内容

(1)本契約に基づく保守の実施について、受注者は次の内容を実施するものとする。

ア 保守点検

本契約期間につき1回、機器の保守点検を実施するものとする。保守点検は以下の2点を指す。

- a.各機器に定められた保守点検チェックリストに定められた範囲で正しく動作しているか点検を行う。
- b.前項において問題が認められた時に、該当箇所の調整並びにメンテナンスを行い、正常範囲に回復すること。

イ 緊急保守

本製品に故障が発生した場合、発注者の要請に基づき速やかに技術員を派遣し、修理調整を行うこと。

ウ 部品の調達及び交換

上記イの結果、部品交換が必要な故障であることが判明した場合、発注者と協議の上、必要な部品を調達し、これを交換すること。(但し、制御用 PC の調達は除く)

エ 消耗品の調達及び交換

消耗品の交換が必要な場合、発注者と協議の上、必要な消耗品を調達し、これを交換すること。消耗品代(実費)は発注者の負担とする。

(2)受付時間は、月曜日～金曜日(祝日を除く)の8:30～17:15とし、受付後速やかに緊急保守及び必要に応じて部品の調達にとりかかること。

5. 費用の負担

- (1)上記項目4に伴う費用は、(1)エを除き、全て受注者の負担とする。
- (2)業務に伴う電気、水道等の経費は、発注者の負担とする。

6. 長期使用不能時の協議

- (1)上記項目4(1)ウの部品の調達及び交換に伴い本件機器の使用不能状態が3ヶ月を越えると見込まれる場合、受注者は発注者に対し、本件機器と同等以上の性能を有する代替機の提供を行うこと。
- (2)代替機の提供が困難な場合は、契約金額の減額について発注者と協議を行うこと。減額は原則として使用不能期間が3ヶ月を超えた期間分について、月換算で計算した金額を上限として協議を行うものとする。

7. 契約の対象外

次に掲げる事項は、本契約による保守の対象外とし、受注者は有償により修理、調整を行うものとする。

- (1) 天災、火災、その他不可抗力による損害と認められた損傷の修復業務
- (2) 発注者の装置取扱いの誤り、不適當又は不十分の管理、酷使、誤使用、誤操作等に起因する故障の修復作業
- (3) 受注者の承認なしに受注者の技術員あるいは受注者が指定する以外の者によって行われた点検修理、改装、改造、仕様変更又は移設・移転に起因する故障、損傷及び修復作業
- (4) 装置の使用方法変更による改造、組換え及び調整作業
- (5) 取扱説明書に記載されている注意書きや使用方法に従わない使用または、無理な取扱い等、故意または不注意を問わず、使用上の責任に帰すると認められる故障及び損傷
- (6) 機器の移設・移転、および移設・移転に伴い必要な電気工事、配線工事等の設備工事
- (7) コンピューターの故障などによるデータの喪失に伴う再セットアップ、データ復旧作業
- (8) 機器に付属するソフトウェア及びハードウェアの仕様変更およびアップデート
- (9) 機器に接続される他社製機器の動作に帰すると認められる故障及び損傷
- (10) 外的環境(異常温度、湿度、粉塵、電磁波、電圧、公害)による故障及び損傷
- (11) 受注者指定以外の消耗品の使用により生じた故障及び損傷
- (12) 機器の全分解、組立工程を含むオーバーホール

以上